

# 西日本電信電話（株）との災害時連携協定の締結について

令和2年4月21日  
危機管理政策課

令和元年台風第15号により、千葉県においては倒木等に起因する大規模、長期間の停電や通信障害が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼしました。

本県においては、令和2年1月28日に中国電力（株）と電力供給の確保についての協定を締結しているところですが、このたび、鳥取県と西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の間で、災害時の通信確保に係る連携協定を締結しました。

## 1 協定の概要

### (1) 協定の名称

災害時における通信確保のための連携等に関する協定書

### (2) 協定の目的

平時からの情報共有や、災害時のリエゾン派遣、被災情報の共有等を行い、早期復旧のための迅速な支援及び協力体制の強化を図る。

### (3) 協定内容

- ・平時からの連絡体制の確立やその他必要な情報共有、調整。
- ・災害発生時におけるNTT西日本から県の災害対策本部等への情報連絡員の派遣、ドローンやヘリコプター等を活用した情報の共有。
- ・県による、通信障害発生時等におけるNTT西日本からの要請に基づく、可能な範囲での早期復旧に必要な支援、協力、調整等。

## 2 協定締結先

西日本電信電話株式会社

所在地：大阪府大阪府中央区馬場町3-15

代表者：代表取締役社長 小林 充佳（こばやし みつよし）氏

## 3 協定締結式

### (1) 日時

令和2年3月27日（金）

### (2) 場所

知事公邸

### (3) 相手方の出席者（敬称略）

西日本電信電話株式会社 取締役中国事業本部長 永野 浩介（ながの こうすけ）氏  
鳥取支社長 杉本 健（すぎもと けん）氏  
鳥取支社設備部長 宮崎 靖（みやざき やすし）氏



## 4 応援協定の効果

災害時の通信障害発生は様々な原因が考えられ、その復旧には、市町村など多様な関係者があることから、県とNTT西日本がその他の関係者との連携も含めて協力することで、復旧作業を迅速、円滑に行うことが期待できる。

## 災害時における通信確保のための連携等に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）の発生に備え、平時から甲乙それぞれの緊急連絡先を共有するとともに、通信設備の減災に資する取組みを行う。また、広範囲の長時間通信障害（以下「大規模通信障害」という。）の発生のおそれがある場合、又は大規模通信障害が発生した場合における情報共有や、早期復旧のため乙が行う通信障害復旧作業（以下「復旧作業」という。）及び復旧作業の支障となる樹木・土砂などの障害物の除去等の作業（以下「除去作業」という。）における連携等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、平時から甲乙が連携し、通信設備の減災に取り組むとともに、災害等による大規模通信障害発生時等に、通信障害の早期回復により県民生活の安定を図るため、甲乙それぞれがもつ資源を効果的に投入することにより、適切な災害対応や早期の通信障害復旧を実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

### （連絡体制及び情報共有）

第2条 甲及び乙は、平時から、この協定に関する緊急連絡先及び災害対応に必要な情報を共有する。

2 甲により災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の態様によっては災害警戒本部（以下、災害対策本部とあわせて「本部」という。）が設置された際には、必要に応じて乙は甲が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。

3 甲及び乙は、災害の発生時におけるドローン、ヘリコプター等を活用した必要な災害情報の共有を行うものとする。

### （早期復旧のための支援及び協力）

第3条 乙は、早期の通信障害復旧のために必要と認められるときは、甲に対して復旧作業の支援及び除去作業への協力を要請できるものとする。

2 甲は、乙から前項の要請があった場合は、自ら行う業務に支障のない範囲において、支援又は協力を実施するものとする。

3 甲は、第1項の復旧作業の支援及び除去作業への協力にあたり、市町村道等甲の管理外の施設に関する場合又は甲以外の者の協力が必要な場合は、市町村等関係者と協議の上、可能な範囲で甲及び関係者が乙に協力するよう必要な対応を行うものとする。

4 甲及び乙は、大規模通信障害が発生した場合の復旧見込みについて、情報共有を行うとともに、県民への適切な情報提供等を行うものとする。

(要請の手続等)

第4条 前条第1項の規定による復旧作業の支援又は除去作業への協力の対象区域、対象作業、要請の手続、その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定に基づき、甲が実施した復旧作業の支援及び除去作業への協力を要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定する。

2 第3条第3項の規定により、関係者が実施した協力を要した費用の負担については、甲乙及び関係者の協議の上、決定する。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た個人情報又は事業活動に係る秘密に関する情報を他人に開示、又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定を更新しない旨の意思表示がなされないときは、有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に関し、疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和2年3月27日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治

乙 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長

小林 充佳